

徳島県立海部病院医療安全センター設置要綱

(設置の目的)

第1条 徳島県立海部病院における医療安全管理に係る業務を行い、医療事故を未然に防止するとともに、医療事故発生時における適切な対応と再発防止を図るため、医療安全センター（以下「センター」という）を設置する

(職務)

第2条 センターは、医療安全管理委員会（以下「委員会」という）の管理のもと、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 医療事故の原因・誘因の分析とこれに対する対応方針に関すること
- (2) 医療事故に係る問題点及び改善策の検討並びに職員への情報提供に関すること
- (3) 医療事故防止のためマニュアル作成に関すること
- (4) 医療事故に係る報告に関すること
- (5) 医療紛争に対する対応策に関すること
- (6) 患者からの苦情や相談に対応する相談窓口と医療者間で発生したトラブルや苦情処理に関すること
- (7) 医療安全に係わる問題点及び改善策の検討
- (8) 医療安全のための職員研修に関すること
- (9) その他医療安全に係わる事務に関すること
- (10) 医療安全管理委員会に関すること
- (11) 医療安全対策委員会に関すること
- (12) 医療安全推進委員会に関すること

(組織)

第3条 センターは、病院事業管理者（以下「管理者」という）が任命するセンター長及び副センター長のほか病院長が指名する者を持って構成する。

(センター長及び副センター長)

第4条 センター長はセンターを代表し、組織を総括する。

- 1 センター長のほか病院長が指名する者を持って構成する。

(会議)

第5条 センター会議は、センター長が招集し議長となる。

2 センター長は、必要に応じてセンター員以外の者に出席を求めることができる。

- 3 センター会議は、原則として月に1回開催し、センター長が必要と認めるときは随時センター会議を開催することができる。また、医療安全管理委員

会、医療安全対策委員及び医療安全推進委員会の開催により当会議の開催に代えることができるものとする。

(運営)

第6条 センターに医療安全管理者及び感染管理担当職員を置く。

2 医療安全管理者は副センター長となる。

3 センター会議の庶務は医療安全管理者の副センター長が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が委員会に諮って定めるものとする。

付則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。